

事業者排出量削減計画書 (新規・変更)

(あて先) 京都府知事		平成18		
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 大阪市中央区高麗橋4丁目3番10番地		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名) 扶桑化学工業株式会社 京都事業所 事業所長 村上 謙 電話 0773 - 27 -		
京都府地球温暖化対策条例第18条第1項(第18条第2項、第18条第3項)の規定により提出します。				
特定事業者の主たる業種	有機化学工業製品製造業			
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者(大規模エネルギー使用事業者(原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出事業者(二酸化炭素に換算して3,000トン以上))			
計画期間	平成18年4月 ~ 平成20年3月			
基本方針	エネルギー消費効率の改善、廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進、ESCO事業者により実施した省エネ項目を検討・実施することにより、5%以上の削減を目指す。			
推進体制	平成18年度4月に企業全体を統括する安全環境室を設立し、各工場で行っている省エネルギー対策の進捗状況を確認し改善方途を検討している。			
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	計画内容	
	18~19	各化成品製造装置	製造工程見直しによるエネルギー原単位の向上により127KL/年、合理化を行う。	
	18~19	各化成品製造装置	同系統の製造品目の集約、集中生産により254KL/年、合理化を行う。	
	18~19	第一製造所化成品製造装置	酸化反応用圧縮機の設定圧力変更により37KL/年、合理化を行う。	
	18~19	各化成品製造装置	クーリングタワー工水循環ポンプのインバータ化により0.5KL/年、合理化を行う。	
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度(実績) (17)年度 (二酸化炭素換算(t))	目標年度(計画) (19)年度 (二酸化炭素換算(t))	削減率 (計画) (%)
	A 事業所等排出区分	28,567 t	38,600 t	35.1 %
	B 輸送車両排出区分	t	t	%
	C その他排出区分	t	t	%
	排出合計	*1 28,567 t	*2 38,600 t	35.1 %
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度(計画) 取組量等 (二酸化炭素換算(t))		
	森林の保全及び整備	(整備面積) ha	(吸収量) t	
	府内産の木材の利用	(利用量) m ³	(削減量) t	
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(売電量) kwh	(削減量) t	
		(熱供給量) GJ	(削減量) t	
	グリーン電力の購入	(購入量) kwh	(削減量) t	
	削減量等合計		*3 t	
差引排出量 (排出合計-削減等合計)	基準年度(実績) *1 28,567 t	目標年度(計画) (*2)-(*3) 38,600.0 t	削減率(計画) 35.1 %	
特記事項	1 削減率は、大幅に増加となったが生産量増によるものであり、職制を含め、全従業員、地球温暖化対策を念頭に日夜、努力しています。 2 H18.8.3 地球温暖化対策について会議を開催、又、省エネルギーセンター主催の技術講座にも積極的に参加しています。 3 グリーン購入を推進しています。 4 製造工程で発生する排熱を有効利用することによって、省エネルギー化も図っています。 5 照明の適正化(点灯時間、部分消灯)に努めています。 6 ESCO事業者により実施した省エネ項目を検討・実施します。			
連絡先	担当部署			
	担当者氏名			
	住所			
	電話番号			
	ファクシミリ番号			

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO₂排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。